

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年3月10日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500339 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500120 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日に訂正し、昭和 44 年 4 月の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 2 月 22 日に A 社 B 支店（現在は C 社 B 支店）に採用され勤務していたが、その後、昭和 44 年 4 月 21 日に新たにオープンした D 支店に異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C 社から提出された請求者に係る人事記録及び同社の回答により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録において、昭和 44 年 4 月 21 日付けで A 社 D 支店に異動したことが確認できるものの、同社 D 支店は昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の年金記録から判断すると、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日は昭和 44 年 4 月 21 日となっているところ、前述の人事記録には同日付けで A 社 D 支店への異動が発令されていることが確認でき、事業主でなければ知り得ない日であることから、事業主から同日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500300 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500121 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 19 年 10 月 1 日に、喪失年月日を昭和 20 年 9 月 1 日に訂正し、昭和 19 年 10 月から昭和 20 年 8 月までの標準報酬月額を 30 円とすることが必要である。

昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 9 月 1 日まで

私は、同級生 6 人と共に、C 職として D 県 E 郡 F 村に在った A 社 (G 作業所) に昭和 19 年 9 月から勤務を開始し、終戦を迎え、昭和 20 年 9 月頃まで勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私と一緒に C 職として勤務した同級生には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には記録が無いことに納得できないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) により、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚 (請求者が C 職として一緒に勤務した同級生として氏名を挙げた者を含む。) は、請求者が終戦頃まで同社同事業所に勤務していた旨陳述している上、別の同僚が提出した「A 社 H 同窓会員名簿 I 県 C 職」(A 社で勤務していた I 県出身者の同窓会員名簿として、H 同窓会が作成した物) には、請求者の氏名、旧姓及び前住所が確認できることから、請求者が請求期間において同社同事業所に勤務していたものと認められる。

また、請求者及び同級生 6 人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、いずれも A 社 J 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録 (昭和 19 年 8 月 1 日に資格を取得し、同年 9 月 15 日に資格を喪失した記録。喪失原因は転勤) が確認できる上、前述の被保険者名簿によると、請求者を除く 6 人全員に請求期間における同社 B 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録 (昭和 19 年 9 月 16 日に資格を取得し、昭和 20 年 9 月 1 日に資格を喪失した記録) が確認できる。

さらに、前述の同級生 6 人のうち 1 人は、私たち 7 人 (請求者及び同級生 6 人) は A 社 J 事業所から同社 B 事業所に一緒に異動し、雇用形態等も一緒であった旨陳述している。

これらのことから判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の被保険者期間のうち、昭和19年8月1日から同年9月15日までの期間及び同年9月16日から同年10月1日までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）が同年6月に厚生年金保険法に名称変更され、併せて適用範囲は一般事務職である男子及び女子労働者に拡大されたところ、法施行前の準備期間であったことから厚生年金保険の被保険者として保険料の徴収は行われておらず、保険給付の計算の基礎とならない期間となる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の同僚6人全員の被保険者名簿における標準報酬月額の記録から、30円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社同事業所に係る商業登記簿謄本は確認できないことから、当時の事業主の所在は不明であるため、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、請求期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても保険出張所（当時）が当該届について記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、保険出張所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500274 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500062 号

## 第 1 結論

昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、21 歳のときに A 県 A 市から B 県 C 市へ転入し、C 市役所から国民年金加入の案内が送付されてきたので、昭和 61 年 7 月頃、免除申請の手続きを行い、「承認通知 (ハガキ)」が届いたことを記憶している。また、翌年以降も C 市役所で免除の更新手続きを行い、承認を得ていた。しかし、請求期間の記録が申請免除期間になっておらず未納となっていることに納得できないので、請求期間を申請免除期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 7 月頃に C 市役所において、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請の手続きを行い、翌年以降も免除の更新手続きを行ったと主張しているところ、C 市は、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請に関する関係資料や当時の国民年金保険料免除の取扱いについては資料が残っていない旨回答しており、当該期間の保険料免除申請等に関する具体的な状況が不明である。

一方、オンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の前後における複数の被保険者に係る資格処理年月日は、請求者と同じ平成 8 年 12 月 27 日であることから、請求者の同手帳記号番号は、同年 12 月頃に A 市で払い出されたものと推認され、請求期間は、制度上、免除申請を行うことができない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム (縦覧検索) を確認したところ、請求者に対し別の同手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

また、請求者が、請求期間について国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500275号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500063号

## 第1 結論

昭和46年3月から昭和57年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和58年9月から昭和59年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和59年6月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和63年4月から平成8年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年3月から昭和57年8月まで  
② 昭和58年9月から昭和59年1月まで  
③ 昭和59年6月から昭和63年3月まで  
④ 昭和63年4月から平成8年1月まで

請求期間①は、私がA事業所に勤務していた頃で、経営者と一緒にB県C区役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料の納付は、同夫婦が納付していた。また、自分でも同区役所で3、4回納付した。さらに、A事業所を退職しD県に戻ってからの請求期間②、③及び④は、自分でE市役所及びF市役所へ行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所や銀行で納付していた。請求期間が未納期間となっているので、保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①当時、勤務先の事業所の経営者と一緒にC区役所に出向き、自身の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同夫婦又は自身で納付し、同事業所を退職し、D県に戻った後の期間である請求期間②、③及び④については、自身でE市役所及びF市役所において国民年金加入の手続を行い、両市役所の窓口で当該期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求期間①当時、C区役所で一緒に加入手続等をしたとする経営者の所在は不明であることから、同区役所での国民年金の加入手続及び保険料納付の状況等について陳述を得ることができない。

また、請求者に係る戸籍の附票によると、請求期間①当時、請求者がC区に住所を定めた記録は確認できないほか、C区は、同区内に住民登録の無い者については国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付ができないため、住民登録地の市区町村役場で手続を行うよう案内していた旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳及び記載された国民年金手帳記号番号の前後における複数の被保険者に係る資格処理年月日は、請求者と同じ昭和61年12月1日であることから、請求者の同手帳記号番号は、同年12月頃にF市で払い出されたもの

と推認され、当該時点において、請求期間①、②及び③のうち一部の期間については、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（縦覧検索）を確認したところ、請求者に対し別の同手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

加えて、請求期間③について、請求者はF市役所から送付されてきた国民年金保険料納付通知書兼領収証書（昭和61年度分）（以下「納付通知書」という。）に記載されていた氏名の読み仮名が異なっていたため、G銀行H支店の窓口で、交付された白紙の納付通知書の氏名欄等に、正しい氏名等を同行員に記載してもらい、同納付通知書を使って国民年金保険料を納付したと述べているところ、請求期間③当時、白紙の納付通知書を金融機関に配布する取扱いがあったか否かについては、同市は当時の資料は保管がなく不明であると回答しているほか、同銀行は、市役所から白紙の当該納付通知書の配布を受けていない旨回答している。

また、請求者は、請求期間④に係る国民年金保険料を納付していたと述べているところ、F市から提出された請求者に係る国民年金納付記録によると、当該期間は免除期間であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、請求期間は合計283か月と長期間であり、行政機関がこれだけの長期間にわたる事務処理を続けて誤るとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。